改正 2022年3月24日 2023年3月23日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、青山学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第45条の2から第45条の14までの規定に基づき、青山学院大学大学院(以下「本大学院」という。)における検定料及び学費に関して、入学検定料の減免、学費の減免、学費の納付手続、休学する者等の学費、修業年限を超えて在籍する者の学費その他必要な取扱いを定め、あわせて、本大学院が関係団体に代わって徴収する諸会費及びその納入に関する取扱いを定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に規定するとおりとする。
 - (1) 入学検定料 大学院学則第44条に規定する入学検定料をいう。
 - (2) 学費 大学院学則第45条に規定する学費をいう。 第2章 入学検定料

(入学検定料の減免)

第3条 学長は、被災等をした本大学院に入学を志願する者を支援する必要があると認め る場合は、研究科長会の意見を聴いた後、本大学院が行う入学試験の入学検定料を減 免することができる。

第3章 学費

(学費)

- 第4条 学生に適用する学費の金額は、当該学生の所属する研究科、入学年度及び年次に 応じて、大学院学則別表4の1又は4の2に規定するとおりとする。
- 2 大学院学則第45条第1項第2号から第5号までに規定する学費は、前期分及び後期分に区分し、その金額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 前期分 大学院学則別表4の1の学期の欄の前期に規定する金額
 - (2) 後期分 大学院学則別表 4の1の学期の欄の後期に規定する金額 (入学申込金)
- 第5条 大学院学則第17条第1項に規定する入学手続時(以下「入学手続時」という。) における学費の延納を認めている場合には、当該延納を希望する者は、入学の意思を 確認するものとして入学申込金を納付した後に、学費を納付することができる。この 場合において、入学申込金は、入学金相当額とし、学費を納付する際に入学金に充当 する。

(入学年度における学費の納付手続等)

- 第6条 入学年度に納付する学費は、次に規定するとおりとする。
 - (1) 入学手続時に納付する学費 次に規定するもの
 - イ 入学金
 - ロ 在籍基本料、授業料、施設設備料及び教育活動料の前期分
 - (2) 本大学院が指定する期日までに納付する学費 在籍基本料、授業料、施設設備料 及び教育活動料の後期分
- 2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、入学手続時に在籍基本料、授業料、施設設 備料及び教育活動料の全額を一括して納付することができる。
- 3 後期入学者の入学年度に納付する学費については、第1項第1号の規定を適用し、第 1項第2号及び前項の規定を適用しない。この場合において、第1項第1号中「前期分」 とあるのは「後期分」と読み替える。

(在学中における学費の納付手続等)

- 第7条 本大学院に在学する学生が、毎年度(入学年度を除く。)、本大学院が指定する期日までに納付する学費は、次に規定するとおりとする。
 - (1) 前期に係る学費(以下「前期分学費」という。) 在籍基本料、授業料、施設設備 料及び教育活動料の前期分
 - (2) 後期に係る学費(以下「後期分学費」という。) 在籍基本料、授業料、施設設備 料及び教育活動料の後期分
- 2 前項の規定にかかわらず、希望する者は、前期分学費の納付時に在籍基本料、授業料、 施設設備料及び教育活動料の全額を一括して納付することができる。 (学費の延納、減免等)
- 第8条 第6条第1項第2号又は前条第1項各号の規定にかかわらず、同号に規定する学費については、本大学院が指定する期日までに所定の願い出を行った場合で、学長がこれを許可したときは、延納をすることができる。この場合において、延納を許可された者は、本大学院が指定する期日までに、前段の学費を納付しなければならない。
- 2 次の各号に規定する者が納付する学費のうち当該各号に規定する学費を減免するものとする。
 - (1) 大学院学則第13条の規定により、青山学院大学を卒業した者(過年度に卒業した者を含む。)で、本大学院の博士前期課程、修士課程又は一貫制博士課程に入学したもの 入学金の全部
 - (2) 本大学院の博士前期課程、修士課程又は青山学院大学専門職大学院の専門職学位課程を修了した者(過年度に修了した者を含む。)で、本大学院の博士前期課程、修士課程又は一貫制博士課程に入学したもの入学金の全部
 - (3) 大学院学則第14条の規定により、本大学院の博士前期課程、修士課程又は青山学院大学専門職大学院の専門職学位課程を修了した者(過年度に修了した者を含む。)

- で、本大学院の博士後期課程に入学又は本大学院の総合文化政策学研究科一貫制博士課程の3年次に編入学をしたもの 入学金及び施設設備料の全部
- (4) 大学院学則第14条の規定により、本大学院の博士前期課程、修士課程又は青山学院大学専門職大学院の専門職学位課程を修了した者(過年度に修了した者を含む。) で、本大学院の国際マネジメント研究科一貫制博士課程の3年次に編入学をしたもの 入学金の全部
- 3 前項各号に規定する以外の学費の減免については、別に定める規則による。 (諸会費)
- 第9条 学生は、諸会費を納入しなければならない。
- 2 諸会費とは、次に規定するものをいう。
 - (1) 後援会費
 - (2) 校友会費
 - (3) 学会費
- 3 本大学院は、青山学院大学後援会、青山学院校友会及び本大学院の研究科専攻において設置する各学会(以下「関係団体」という。)に代わって、諸会費を徴収するものとする。
- 4 諸会費の金額は、別表1のとおりとする。ただし、関係団体において金額を改定した場合は、本文の規定にかかわらず、改定後の金額を適用する。
- 5 第2項第1号及び第3号に規定する諸会費は、前期分及び後期分に区分し、その金額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 前期分 別表1の学期の欄の前期に規定する金額
 - (2) 後期分 別表1の学期の欄の後期に規定する金額
- 6 入学年度に納入する諸会費は、次に規定するとおりとする。ただし、関係団体において特段の取扱いを定めているものについては、この限りでない。
 - (1) 入学手続時に納入する諸会費 次に規定するもの
 - イ 校友会費
 - ロ 後援会費及び学会費の前期分
 - (2) 本大学院が指定する期日までに納入する諸会費 後援会費及び学会費の後期分
- 7 後期入学者が入学年度に納入する諸会費については、前項第1号の規定を適用し、前 項第2号の規定を適用しない。この場合において、前項第1号中「前期分」とあるのは 「後期分」と読み替える。
- 8 本大学院に在学する学生が、毎年度(入学年度を除く。)、本大学院が指定する期日までに納入する諸会費は、次に規定するとおりとする。ただし、関係団体において特段の取扱いを定めているものについては、この限りでない。
 - (1) 前期に係る諸会費 後援会費及び学会費の前期分
 - (2) 後期に係る諸会費 後援会費及び学会費の後期分

(所定の修業年限を超えて在学する者の学費及び諸会費)

- 第10条 所定の修業年限を超えて在学する者(以下「修業年限超過者」という。)は、次 の学費を納付する。
 - (1) 在籍基本料 修業年限超過者の区分に応じて、次に規定するとおりとする。
 - イ 2018 年度以降に入学した修業年限超過者 所定の金額の全部
 - ロ 2017 年度以前に入学した修業年限超過者 所定の金額の2分の1相当額
 - (2) 授業料
- 2 前項第2号に規定する授業料は、次に規定するとおりとする。
 - (1) 前期分 大学院学則別表 4 の 1 に規定する修業年限超過者の入学年度に定められた授業料の前期分の 2 分の 1 相当額に受講料を加算した金額
 - (2) 後期分 大学院学則別表 4 の 1 に規定する修業年限超過者の入学年度に定められた授業料の後期分の 2 分の 1 相当額に受講料を加算した金額
- 3 前項各号に規定する受講料は、修業年限超過者の入学年度に応じ、大学院学則別表 4 の 4 に規定する単位料に履修申請単位数を乗じた金額とする。
- 4 第1項の学費の金額が第7条第1項に規定する学費(以下「本来の学費」という。)の 金額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず、修業年限超過者(2017年度以前に入 学した者を除く。)が納付する学費は、本来の学費とする。
- 5 第1項の学費の金額が本来の学費及び前条第8項に規定する諸会費の合計金額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず、2017年度以前に入学した修業年限超過者が納付する学費は、本来の学費とする。
- 6 修業年限超過者の諸会費については、前条の規定を適用する。この場合において、修 業年限超過者は、当該者の入学年度に定められた最終年次の諸会費を納入する。
- 7 前項の規定にかかわらず、2017年度以前に入学した修業年限超過者で第1項及び第2項の規定が適用されるものについては、前条の規定を適用しない。

(休学する者の学費及び諸会費)

- 第11条 休学中である者の学費は、次の各号に規定する休学期間に応じて、当該各号のとおりとする。
 - (1) 前期に休学する場合 在籍基本料の前期分
 - (2) 後期に休学する場合 在籍基本料の後期分
- 2 休学中である者の諸会費については、第9条の規定を適用しない。 (復学した者の学費及び諸会費)
- 第12条 復学した者は、復学した者の入学年度及び復学する年次に規定する学費を納付しなければならない。
- 2 復学した者の諸会費は、前項の規定を準用する。 (退学する者の学費及び諸会費)

- 第13条 退学する者は、退学の願い出の手続と同時に、退学期日を含む学期までに係る 学費の全額を納付しなければならない。
- 2 退学する者の諸会費は、前項の規定を準用する。 (懲戒を受けた者の学費及び諸会費)
- 第14条 大学院学則第58条に規定する懲戒を受けて年度の中途で退学となった者は、退 学期日を含む学期までに係る学費の全額を納付しなければならない。
- 2 懲戒を受けて停学となった者は、停学期間中に係る学費の全額を納付しなければならない。
- 3 懲戒を受けた者の諸会費は、前2項の規定を準用する。 (再入学した者の学費及び諸会費)
- 第15条 再入学した者は、再入学した年度を当該者の入学年度とみなし、大学院学則別表4の1に規定する当該者の入学年度に応じた学費を納付し、及び別表に規定する諸会費を納入しなければならない。この場合において、再入学した者は、学費のうち施設設備料については、当該者が再入学を許可された年次にかかわらず、再入学した年度にあっては大学院学則別表4の1の年次の欄の第1年次に規定する金額の2分の1相当額を、当該年度の翌年度以降にあっては同表の年次の欄の第2年次以降に規定する金額を納付しなければならない。
- 2 前項後段の規定にかかわらず、再入学した者が、最終年次において休学以外の理由で 留年をした場合は、当該者が初めて最終年次生となった場合に適用された大学院学則 別表4の1の年次の欄の該当する年次の施設設備料を適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、再入学した者の入学金は、同項の規定により適用される 入学金の2分の1相当額とする。
- 4 再入学者の諸会費の納入については、再入学した年度を当該者の入学年度とみなし、 第9条の規定を適用する。
- 5 前各項の規定にかかわらず、青山学院大学大学院学位規則(以下「大学院学位規則」という。)第8条第3項に規定する博士学位申請論文の提出のために再入学した者の学費については、第24条第2項の規定による。

(転学した者の学費及び諸会費)

第16条 転学した者は、転学した年度を当該者の入学年度とみなし、大学院学則別表4の1に規定する当該者の入学年度に応じた学費を納付し、及び別表に規定する諸会費を納入しなければならない。この場合において、転学をした者は、学費のうち在籍基本料、授業料及び施設設備料については、当該者が転学を許可された年次にかかわらず、転学をした年度にあっては大学院学則別表4の1の年次の欄の第1年次に規定する金額を、当該年度の翌年度以降にあっては同表の年次の欄の第2年次以降に規定する金額を納付しなければならない。

- 2 前項後段の規定にかかわらず、転学をした者が、最終年次において休学以外の理由で 留年をした場合は、当該者が初めて最終年次生となった場合に適用された大学院学則 別表4の1の年次の欄の該当する年次の在籍基本料、授業料及び施設設備料を適用する。
- 3 転学した者の諸会費の納入については、転学した年度を当該者の入学年度とみなし、 第9条の規定を適用する。

(既納の学費及び諸会費の取扱い)

- 第17条 年間の学費を一括納付した者で、前期のみ在学して卒業するもの又は所定の期日までに休学若しくは退学を願い出たものについては、既に納付された学費(入学金を除く。)の一部又は所定の学費との差額分を返還する。
- 2 前項に規定するもののほか、学生又はその保護者等から、やむを得ない特段の事情が あると理由を付して求めがあり、学長がこれを認める場合は、既に納付された学費の 全部又は一部を返還することができる。
- 3 既に納入された諸会費の取扱いについては、前2項の規定を準用する。

第4章 教職課程料

(教職課程料)

- 第 18 条 教職課程を申請する者は、申請年度ごとに所定の期日までに、大学院学則別表 4 の 2 に規定する教職課程料を納付しなければならない。
- 2 第 15 条及び第 16 条に規定する者で教職課程を申請するものは、当該者が再入学又は 転学を許可された年次に在学する他の学生(過年度に留年した者を除く。)の入学年度を 当該者の入学年度とみなし、前項の規定により、大学院学則別表 4 の 2 に規定する教職 課程料を納付しなければならない。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生の学費及び諸会費)

- 第19条 大学院学則第54条に規定する外国人留学生については、大学院学則第44条から第45条の14までの規定及びこの規則を適用する。ただし、特に定めのある場合については、この限りでない。
- 2 青山学院大学外国人留学生規則第5条に規定する交換留学生の学費及び諸会費は、別に定める。

第6章 科目等履修生受講料

(科目等履修生の学費)

- 第20条 大学院学則第53条に規定する科目等履修生は、次項から第5項までの規定により、学費を納付しなければならない。
- 2 科目等履修生で単位の授与を必要とする者は、大学院学則別表4の3に規定する単位 を必要とする者の欄に応じて各研究科の項に規定する科目等履修生受講料に履修申請 単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。

- 3 科目等履修生で単位の授与を必要としない者は、大学院学則別表4の3に規定する単位を必要としない者の欄に応じて各研究科の項に規定する科目等履修生受講料に履修申請単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。
- 4 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生が教職課程科目等履修生である場合は、次の各号に規定する区分に応じて、当該各号に規定する金額に履修単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。
 - (1) 単位の授与を必要とする者 大学院学則別表4の4に規定する入学年度の当年度 における欄に応じて各学部の項に規定する単位料に相当する金額
 - (2) 単位の授与を必要としない者 大学院学則別表4の4に規定する入学年度の当年 度における欄に応じて各学部の項に規定する単位料の4分の1に相当する金額
- 5 科目等履修生は、前3項に規定する金額を所定の納付期限までに納付しなければならない。

第7章 委託特別聴講学生聴講料

(委託特別聴講学生の学費)

- 第21条 大学院学則第48条に規定する委託特別聴講学生は、次項及び第3項の規定により、学費を納付しなければならない。
- 2 委託特別聴講学生は、協定校間の協議で定めるところにより、大学院学則別表 4 の 5 に規定する委託特別聴講学生聴講料に履修申請科目数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。
- 3 委託特別聴講学生は、前項に規定する金額を所定の納付期限までに納付しなければならない。

第8章 委託生の学費

(委託生の学費)

- 第22条 大学院学則第52条に規定する委託生は、次に規定する学費を納付しなければならない。
 - (1) 登録料 大学院学則別表4の6に規定する金額
 - (2) 指導料 大学院学則別表4の6に規定する金額
- 2 前項第1号に規定する登録料は、委託生として登録する初年度に納付し、翌年度以降継続して登録する場合は、納付を要しない。
- 3 委託生のうち授業を聴講する者は、第1項に規定する学費のほか大学院学則別表4の 4 に規定する単位料に聴講する単位数を乗じて算出した金額を納付しなければならない。 この場合において、同表中「入学年度」とあるのは「登録年度」と読み替える。
- 4 委託生のうち理工学研究科に登録する者は、第1項各号に規定する学費のほか大学院 学則別表4の1に規定する教育活動料を納付しなければならない。この場合において、 同表中「入学年度」とあるのは「登録年度」と読み替える。

5 委託生は、第1項、第3項及び前項に規定する金額を所定の納付期限までに納付しなければならない。

第9章 研究生の学費

(研究生の学費)

- 第23条 大学院学則第55条から第56条の2までに規定する研究生の学費は、研究生と なった年度を当該研究生の入学年度とみなし、大学院学則別表4の1に規定する当該研 究生の入学年度に応じた学費を納付しなければならない。この場合において、研究生 が納付する学費は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 在籍基本料 年額の2分の1相当額
 - (2) 授業料 年額の2分の1相当額
 - (3) 教育活動料 年額の2分の1相当額
- 2 研究生の在籍期間が半期である場合又は半期に満たない場合の学費は、前項各号に規定する学費を12で割った金額に、在籍月数を乗じた金額とする。
- 3 研究生は、前2項に規定する金額を所定の納付期限までに納付しなければならない。 第10章 博士学位申請論文提出者の学費等

(博士学位申請論文提出者の学費及び博士学位申請論文審査手数料)

- 第24条 大学院学位規則第7条第1号の規定により博士の学位を申請する者の博士学位 申請論文審査手数料(以下「審査手数料」という。)の金額は、別表2に規定するとおり とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に規定する者にあっては、審査手数料の納入を免除する。
 - (1) 本大学院博士後期課程又は一貫制博士課程に在学する者
 - (2) 第15条第5項の再入学した者
- 3 前項第2号に規定する者は、学費の納付及び諸会費の納入を要しない。
- 4 大学院学位規則第7条第2号の規定により博士の学位を申請する者の博士学位申請論 文審査手数料の金額は、別表2に規定するとおりとする。
- 5 博士の学位を申請する者は、第1項及び前項に規定する金額を所定の納入期限までに 納入しなければならない。

第11章 補則

(所管)

第25条 この規則は、庶務部が所管する。

(改廃手続)

第26条 この規則の改廃は、研究科長会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事 会の承認を得て、学長がこれを行う。

附則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則(2022年3月24日)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則(2023年3月23日)

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表 1 については、2016 年度以降入学者から適用し、2015 年度以前の入学者には、従前の規定を適用する。

別表1(第9条関係)

[別紙参照]

別表 2(第 24 条関係)

[別紙参照]